

令和2年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和2年7月21日（火）午後5時～ 場所：職員会館メルクス3階会議室）

1 委員紹介

2 会長・副会長の選任

3 諮問案件の審議

令和2年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送等業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部総務課】

4 令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

5 令和元年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

6 その他

2総 第729号
令和2年7月6日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(総務課)

諮問書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

令和2年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件】

令和2年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送等業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部総務課】

○業務概要

本年、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、全国一斉に「国勢調査」が実施される。

この国勢調査は、日本に住む全ての人を対象とした大規模調査で、大正9年（1920年）から5年毎に実施され、調査結果は、衆議院小選挙区の改定、地方交付税の算定等の法定人口として利用される他、国や地方自治体における各種の政策・行政施策の基礎資料等として幅広く活用される。

国勢調査の実施にあたっては、実際に調査に当たる調査員（約1,600名）に対し、調査関係書類や調査用品を配送する必要がある。

これまでは、市役所本庁舎内に作業のための部屋を確保し、市が臨時職員を雇用し、当該臨時職員により、調査関係書類や調査用品を調査員ごとに仕分けし、用品の梱包、配送伝票の作成、宅配業者への引渡し等の一連の業務を行っていた。

しかし、今回は、本庁舎内に作業のための部屋を確保することができず、加えて、過去に作業に従事したことのある経験豊富な臨時職員から、体力の低下等を理由に断られることが続き、臨時職員を確保することも困難であった。

このような事情から、仕分けや配送等の業務を業者に委託することとなった。

委託業者が、調査関係書類や調査用品を調査員に適切に配送するためには、調査員の氏名、住所等の個人情報に加え、調査員ごとの調査担当区域（調査区番号）や用品ごとの用品数等の情報を委託業者に提供する必要があるが、これらの情報の提供をUSBの記録媒体により行うものである。

○公益上の必要性

配送対象者（調査員）は約1,600名であるが、調査員の情報を紙で委託業者に提供した場合、委託業者において調査員の情報を電子データ化する際に、入力ミスが生じる可能性が非常に高い。

調査員の氏名や住所に入力ミスがあると、円滑な配送に支障が生じる。

また、各調査員が担当する担当調査区域（調査区番号）に誤入力があると、配送する用品数や担当区域等に誤りが生じ、多大な混乱を招き、国勢調査の実施に大きな支障をきたす。

円滑かつ確実な国政調査の実施のためには、調査員の情報を、紙ではなく電子データで委託業者に提供する必要がある、オンライン結合等を行う公益上の必要がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて

情報の受渡しの際、USB内に格納されている電子データには暗号化処理を施す。また、USBは、委託業者に直接手渡しで提供する。

委託業務終了時には、データが格納されたUSBを委託業者から直接回収した上で、委託業者が保有している電子データが消去されたことを確認する。

○提供する個人情報の内容

郵便番号、住所、調査員氏名及び電話番号

○実施時期

令和2年7月下旬以降（国から調査用品が納品され次第実施予定）

令和元年度久留米市情報公開制度の運用状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 公文書の開示請求の内訳

令和元年度における公文書の開示請求は、459件でした。

開示の方法は、閲覧請求が10件、写しの交付請求が332件、閲覧及び写しの交付請求が117件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	開示の内訳			
	閲覧	視聴	写しの交付	閲覧及び写しの交付
459	10	0	332	117

2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

令和元年度における開示請求(459件)の処理の内訳をみると、開示したものが235件、不開示が2件、部分開示が144件、存否応答拒否が2件、不存在が73件となっています。

なお、2件の審査請求が行われています。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取下げ	その他	
(市内)	297	126	2	101	2	64	2	0	2
(市外)	162	109	0	43	0	9	1	0	
合計	459	235	2	144	2	73	3	0	

3 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

令和元年度の情報公開請求で部分開示(144件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が105件、法人等情報(同条第2号)が90件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が2件、法令秘等に関する情報(同条第6号)が4件となっています。

また、不開示の件数は2件、存否応答拒否の件数は2件、不存在の件数は73件でした。

部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

部分開示 (144 件)

【実施機関：市長】

所管部課	件数	条例 14 条の 2 該当号及び件数の内訳	
総合政策部	1	1号・2号両号該当	1
総務部	18	1号	10
		2号	2
		1号・2号両号該当	5
		1号・6号両号該当	1
協働推進部	9	1号	3
		2号	2
		1号・2号両号該当	4
市民文化部	34	1号	24
		2号	5
		6号	1
		1号・2号両号該当	4
シティプラザ総務	2	1号・2号両号該当	2
健康福祉部	10	1号	5
		2号	2
		1号・2号両号該当	3
保健所	9	1号	2
		2号	2
		1号・2号両号該当	5
子ども未来部	2	2号	2
環境部	3	1号	1
		1号・2号両号該当	2
農政部	3	2号	2
		1号・2号両号該当	1
商工観光労働部	2	2号	1
		1号・2号両号該当	1
都市建設部	23	1号	3
		2号	11
		1号・2号両号該当	6
		2号・4号両号該当	1
		1号・2号・6号該当	2
田主丸総合支所	3	2号	3

北野総合支所	3	1号	1
		2号	1
		1号・2号両号該当	1
城島総合支所	1	2号	1
三潁総合支所	1	1号・2号両号該当	1

【実施機関：企業管理者】

所管部課	件数	条例14条の2該当号及び件数の内訳	
上下水道部	17	2号	2
		1号・2号両号該当	15

【実施機関：教育委員会】

所管部課	件数	条例14条の2該当号及び件数の内訳	
教育部	3	1号	2
		4号	1

※凡例 「条例7条該当号」（部分開示等の理由）

- 1 ⇒ 個人に関する情報（第1号）
- 2 ⇒ 法人等に関する情報（第2号）
- 3 ⇒ 審議、検討等に関する情報（第3号）
- 4 ⇒ 事務又は事業に関する情報（第4号）
- 5 ⇒ 公共の安全等に関する情報（第5号）
- 6 ⇒ 法令秘等に関する情報（第6号）
- 7 ⇒ 任意提供に関する情報（第7号）
- 8 ⇒ 社会的差別に関する情報（第8号）

不開示（2件）

【実施機関：市長】

市民文化部 1件（条例第14条の2第1項第6号該当）

【実施機関：教育委員会】

教育部 1件（条例第14条の2第1項第4号該当）

存否応答拒否（2件）

【実施機関：市長】

保健所 1件、都市建設部 1件

不存在（73件）

【実施機関：市長】

総務部 25件、市民文化部 33件、健康福祉部 4件、保健所 1件、都市建設部 3件

【実施機関：企業管理者】

上下水道部 2件

【実施機関：教育委員会】

教育部 4件

【実施機関：議会】

議会事務局 1件

4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

情報提供の内訳

（単位：件）

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
1,255	18,000	154	19,409

5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、市民文化部 83 件で最も多く、次いで健康福祉部保健所 67 件、都市建設部 66 件、総務部 59 件、企業局上下水道部 47 件、教育部 32 件、健康福祉部 17 件、協働推進部 16 件 等となっています。

情報公開コーナー別請求件数

(単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	1	2	3
	総務部情報公開コーナー	59	0	59
	協働推進部情報公開コーナー	16	0	16
	秘書室情報公開コーナー	1	0	1
	会計室情報公開コーナー	1	0	1
	市民文化部情報公開コーナー	83	0	83
	シティプラザ総務情報公開コーナー	4	0	4
	健康福祉部情報公開コーナー	17	0	17
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	67	0	67
	子ども未来部情報公開コーナー	2	0	2
	環境部情報公開コーナー	14	0	14
	農政部情報公開コーナー	10	0	10
	商工観光労働部情報公開コーナー	5	0	5
	都市建設部情報公開コーナー	66	6,473	6,539
	田主丸総合支所情報公開コーナー	11	0	11
	北野総合支所情報公開コーナー	3	0	3
城島総合支所情報公開コーナー	7	0	7	
三潁総合支所情報公開コーナー	4	0	4	
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	47	12,933	12,980
教育委員会	教育部情報公開コーナー	32	0	32
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
議会	議会事務局情報公開コーナー	8	0	8
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	1	1	2
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
	合計	459	19,409	19,868

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（26か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

6 審査請求の状況

令和元年度の審査請求件数は、2件でした。

審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関の処分	情報公開、個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
公文書不存在決定通知書（令和元年8月19日付け1健総第96号）による公文書不存在決定の取消しを求める。	不存在	R1.9.5	R1.11.12	久留米市健康福祉部の行った公文書不存在決定は妥当である。
公文書部分開示決定通知書（令和元年8月16日付け1教総第68号）による公文書部分開示決定により不開示とされた津福小学校の平成31年学力調査結果の開示を求める。	部分開示	R1.9.10	R1.11.12	久留米市教育委員会の行った公文書部分開示決定は妥当である。

7 情報公開・個人情報保護審査会の状況

令和元年度は、情報公開・個人情報保護審査会を4回開催しました。

情報公開・個人情報保護審査会

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項
1	令和元年10月3日 市役所308会議室	審査請求に関する諮問について（教育委員会） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）
2	令和元年10月15日 メルクス2階 会議室	審査請求に関する諮問について（教育委員会） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）
3	令和元年10月31日 市役所308会議室	審査請求に関する諮問について（教育委員会） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）
4	令和元年11月8日 市役所305会議室	審査請求に関する諮問について（教育委員会） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）

8 職員研修及び意識啓発の状況

平成31年4月17日

任期付非常勤職員への情報公開制度の研修

平成31年4月25日

新規採用職員への情報公開制度の研修

令和元年度久留米市個人情報保護条例の運用状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。令和元年度の件数は、登録が5件、変更が1件、廃止が0件となっています。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	5	1	0
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	5	1	0

別表 令和元年度個人情報業務の登録をした業務名

	登録区分	業務の名称	所管課
1	開始	一ノ瀬親水公園防犯カメラ設置事業	環境部施設課
2	開始	六ツ門図書館施設内防犯カメラ画像の保存及び管理	市民文化部中央図書館
3	開始	市民活動団体等との意見交換会	協働推進部協働推進課
4	開始	久留米シティプラザ館内防犯カメラの画像の保存及び管理	市民文化部久留米シティプラザ施設運営課
5	変更	感染症予防業務	環境部環境保全課
6	開始	新型インフルエンザ等相談対応等に係る業務	健康福祉部保健所健康推進課

2 目的外利用・外部提供の届出状況

令和元年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が15件、外部提供が593件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	15	414
企業管理者	0	142
教育委員会	0	37
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員会	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	15	593

3 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示請求状況は、下記のとおりです。

令和元年度の請求件数は、開示請求144件の内、閲覧45件、写しの交付82件、閲覧・写しの交付17件となっています。処理状況は、全部承諾105件、一部承諾24件、拒否2件、不存在12件、取下げ1件となっています。

区分	請求件数	処理の内訳					
		承諾	一部承諾	拒否	不存在	取下げ	
開示	閲覧	45	43	1	1	0	0
	写しの交付	82	55	19	0	7	1
	閲覧・写しの交付	17	7	4	1	5	0
	視聴	0	0	0	0	0	0
	訂正	0	0	0	0	0	0
	利用の停止	0	0	0	0	0	0
	消去	0	0	0	0	0	0
	提供の停止	0	0	0	0	0	0
	合計	144	105	24	2	12	1

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

一部承諾 (24 件)

【実施機関：市長】

所管部課	件数	条例 14 条の 2 該当号及び件数の内訳	
		1 号	2 号
市民文化部	7	1 号	4
		2 号	2
		1 号・2 号両号該当	1
健康福祉部	13	1 号	8
		1 号・2 号両号該当	5
子ども未来部	2	1 号	1
		1 号・8 号両号該当	1
環境部	1	1 号	1
都市建設部	1	1 号	1

※凡例 「条例 14 条の 2 該当号」 (一部承諾の理由)

- 1 ⇒ 個人に関する情報 (第 1 号)
- 2 ⇒ 法人等に関する情報 (第 2 号)
- 3 ⇒ 法令秘等に関する情報 (第 3 号)
- 4 ⇒ 国等からの委託等に関する情報 (第 4 号)
- 5 ⇒ 審議・検討等に関する情報 (第 5 号)
- 6 ⇒ 事務又は事業に関する情報 (第 6 号)
- 7 ⇒ 公共の安全等に関する情報 (第 7 号)
- 8 ⇒ 個人の評価等に関する情報 (第 8 号)

不存在 (12 件)

【実施機関：市長】

協働推進部 1 件、市民文化部 9 件、健康福祉部 1 件、保健所 1 件

拒否 (2 件)

【実施機関：市長】

市民文化部 1 件、健康福祉部 1 件

4 審査請求の状況

令和元年度の審査請求件数は、1件でした。

審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関 の処分	情報公開・個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
個人情報不存在通知書（令和2年2月25日付け1建総第42-4号）によりなされた処分の取消し及び不存在とされた個人情報の開示を求める。	不存在	R2.3.18	未確定	未確定

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

令和元年度は、情報公開・個人情報保護審議会を4回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	平成31年4月15日 市役所 303 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人で、偽装滞在の疑いのある国民健康保険の被保険者の情報を地方入国管理局に外部提供することの公益上の必要性の有無及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否について ・国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様にL G W A N 経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報をDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・風しんの抗体検査及び予防接種の案内状（クーポン券を含む。）の送付業務を民間事業者に委託するに当たり、対象者データの提供をオンライン結合等（CD-R）を用いて行うことに係る公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 	承認

		<ul style="list-style-type: none"> ・「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について ・久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の検診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 	
2	令和元年7月12日 市役所308会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が保有している食品営業許可業者、第一動物取扱業者及び理美容業者に係る個人情報等を佐賀税務署に対し、オンライン結合等により提出することの、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・令和元年5月13日付1答申第2号にて答申を受けた健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者へ提供するためのオンライン結合等について、提供方法に閉域回線に接続できる専用端末を介した情報提供を追加することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について ・有線放送事業アンケート調査実施に伴うアンケート対象者を抽出するに当たり、市が保有する住民基本台帳の個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項）について ・久留米市立小学校の児童数推計及び要因調査分析業務において、氏名以外の住民基本情報をオンライン結合によって委託業者に提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の審査について ・情報公開・個人情報保護制度平成30年度運用状況報告（通年） ・平成30年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告 	承認
3	令和元年10月11日 市役所308会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援課第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について ・介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者 	承認

		<p>に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、 <ol style="list-style-type: none"> 1 市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について 2 住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について 	
4	令和2年1月23日 市役所 308 会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な風しんの流行拡大に伴い、国が規定した追加的対策に対応するため、市が管理する保健情報システムの対象者データをオンライン結合等により、受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事 委託業者 へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ・久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について 2 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要性の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第8条第3項）について 	承認

6 運用状況の公表

令和元年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、令和元年7月24日に久留米市告示第197号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

7 職員研修及び意識啓発

平成31年 4月17日	任期付非常勤職員への個人情報保護制度の研修
平成31年 4月25日	新規採用職員への個人情報保護制度の研修
令和2年 2月7日	市民課職員への個人情報保護制度の研修

特定個人情報の取扱いに関する監査結果

特定個人情報の取扱いに関する監査の結果は以下のとおりでした。

1. 監査実施期間 令和2年3月4日から令和2年3月23日まで

2. 監査員

下記メンバーで監査を実施した。

所属	氏名	担当
総務部総務課	岡本 昌和	監査責任者
"	林田 有加	監査員
"	中島 大	"
"	仁田原 暁	"
"	草野 杏奈	"
"	渡邊 頌	"
総務部情報政策課	相園 諒光	"
"	大村 安章	"
"	江口 智紀	"
"	中道 健太	"

3. 監査範囲

① 対象事務

久留米市において全項目評価書又は重点項目評価書の作成が義務付けられている事務

- ・ 住民基本台帳に関する事務
- ・ 地方税の徴収事務
- ・ 個人住民税賦課に関する事務
- ・ 軽自動車税賦課に関する事務
- ・ 健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務

② 対象課等

対象事務を実施する課

- ・ 市民課
- ・ 税収納推進課
- ・ 市民税課
- ・ 保健所健康推進課
- ・ 保健所地域保健課
- ・ 田主丸総合支所市民福祉課
- ・ 北野総合支所市民福祉課
- ・ 城島総合支所市民福祉課
- ・ 三潞総合支所市民福祉課
- ・ 耳納市民センター
- ・ 筑邦市民センター
- ・ 上津市民センター
- ・ 高牟礼市民センター
- ・ 千歳市民センター

4. 監査基準

① 法律

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等

② 条例

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

・久留米市個人情報保護条例 等

③ 規則

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

・久留米市情報セキュリティ規則

④ ガイドライン等

・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

・特定個人情報保護評価書

5. 監査目的

特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。

6. 監査所見

下記の評価結果であった。

評価基準	判定
指摘事項	3件
助言	0件

7. 監査結論

監査の結果、次のとおりであった。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、3件の指摘事項があった。

本監査では、特定個人情報保護評価における全項目評価及び重点項目評価を実施した個人番号利用事務を対象として、監査を実施したが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性がある指摘はなかった。

しかしながら、特定個人情報等の取扱い、管理を適切に行わなければならないという意識が薄い課も見受けられるため、これを機会に、職員の意識醸成等の取組を実施してもらいたい。

以上

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

個人住民税賦課に関する事務 全項目評価書

軽自動車税賦課に関する事務 重点項目評価書

健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務等 重点項目評価書

Ⅲ リスク対策

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

規定の内容

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。

・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

・委託業務の着手にあたり、従事者等の個人情報保護に関する誓約書を、甲に提出しなければならない。この場合において、記名は本人の直筆でなければならない。

・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第3・4条又は第3・5条の規定に該当した場合は罰則の適用あることを周知するものとする。

・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行い、甲に研修実施に関する報告書を提出しなければならない。

・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

・個人情報の授受、複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。

・事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

【対象】

市民税課・保健所健康推進課・保健所地域保健課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載どおりに事務がなされていない部分があります。具体的には、システムの運用支援業務の委託を行っており、受託業者の従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に1回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わせ、受託業者に研修実施に関する報告書を提出させることを契約書に明記していることになっていますが、契約書にその旨の記載はないとのことであり、報告書の提出もなされていません。

次年度以降の契約書の内容を見直すか、特定個人情報保護評価書の修正を行ってください。

